

議案第 31 号

海老名市火災予防条例の一部改正について

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 5 月 29 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

消防法施行令の一部改正に伴い、火を使用する器具等の取扱いに関する基準として、祭礼等の多数の者が集合する催しにおいては消火器の準備をした上で当該器具等を使用することを定めたいため

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例

海老名市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

（9）の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。